



# 鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

連絡先

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm



携帯サイトです。ブック  
マークに登録を！

## ニュース

No. 48

2017年2月1日

# 2017



子どもや若者だけでなく多くの人たちが将来に  
希望が持てる社会の実現へ  
……理想がなければ、迎えるべき未来も見えない

「自立した市民」や「民主主義・平和」って、どうすればいいのでしょうか？

子どもや若者だけでなく多くの人たちが将来に希望が持てる社会の実現へ……理想がなければ、迎えるべき未来も見えないと言われます。

数が多いからいいのではなく、一人でもいい考えをもっていたら、それを大事するそんな社会、国であって欲しいと思います。

そして、自分の生き方は自分で決める！！

あたらしい「この国のかたち」をつくるためのキーワードは「文化」が大事だ。

劇作家・演出家である平田オリザさんは『下り坂をそろそろと下りる』（講談社現代新書）—文化の自己決定能力をもつ自立した市民たちが、自分たちの街でボランティア活動や図書館の読み聞かせ、地元のまつりなど緩やかにつながり出入りが自由な小さな共同体、広場をつくって行くことが必要なんだ、と語っています。

2017年、干支は酉(トリ)「一鶏が鳴ければ万鶏歌う」(一人の人がいい加減なを言い出すと、多くの人が同調し、その意見が世間に広まること) …そんな社会ではなくて、多様な生き方や多様な人の動きこそがこれからの社会を豊かにするのではないのでしょうか。

子どもたちや全ての人が、将来に希望が持てる社会の実現(未来)に向けて！！

今年もよろしくお願ひいたします。

### 2016年秋ブロック別指導員研修会に100名！ 指宿と薩摩川内で開催－「気になる子ども」へのかかわり方

11月23日と27日の研修会では  
麦の芽福祉会の福元巧さんに講演を  
していただきました。

【参加した保護者の報告】

—あおぞら児童クラブ保護者—  
初めて参加させていただきました。

奄美では発達障がい研修会は開かれていても、私たち保護者には情報すら来ることはありません。今回指導員さんからの声かけにより、薩摩川内での研修会に参加しました。

私の子は5年生です。ADHDの診断を受けています。自分の気持ちを伝えきれないこと、切り替えがうまくできなくて授業が受けられないのです。

福元先生のお話を伺っていると「そうそう」と、共感できることがいろいろありました。これからも発達障がいの研修会等に参加して、勉強していきたいと思いました。

研修会への呼びかけていただき、日々一緒にわが子に関わってくださる指導員さんに感謝して止みません。

(研修会参加者のアンケートは3ページに、レジメはHPに掲載しています。)



### 2017年1月18日に、小林洋子鹿児島県副知事(厚労省から出向)との意見交換の場を持ちました。

学童保育の超党派国会議員連の野間たけし衆議院議員(無・鹿児島3区選出)を介して、1月18日小林洋子鹿児島副知事との意見交換に、県連役員から6名が参加しました。以下の3点を中心に鹿児島における学童保育の現状と課題について、意義深い交換の場となりました。これを契機に、今後につなげていくことが必要です。

- (1) 鹿児島県の学童保育の現状、質的拡充に向けた取り組みについて
- (2) 放課後児童支援員(指導員)の処遇改善とキャリア・スキルアップ(保育内容の向上及び研修の充実)について
- (3) 保育料の減免制度への公的助成(市町村への助成制度等)

2016年度  
研修会&九州  
指導員学校のご案内

3月12日(日) 新年度を控えての指導員・学童保育研修会  
6月18日(日) 第42回学童保育指導員学校・九州会場

#### ■第42回学童保育指導員学校・九州会場

○日時 2017年6月18日(日) 10:30~16:30

○会場 福岡県春日市・クローバープラザ

講師 浅井春夫先生(立教大学教授)

テーマ：子どもの貧困、児童養護問題の  
児童福祉実践論、子育て支援・保育問題



昨年は、熊本大震災で中止になりましたが、これまで通り、参加申込みは、鹿児島県連協を通じての申込みとなります。ご案内の文書は後日、発送します。

#### ■県連第11回総会記念講演会

○日時 2017年6月11日(日) 15:00~16:45

○講師 柏女 霊峰先生(淑徳大学教授、教育心理学)

#### 第10回鹿児島県児童クラブ連絡協議会

#### 新年度を控えての指導員&学童保育研修会の開催

##### 1. 開催要領

- (1) と き 2017年(平成29)年3月12日(日)  
10:30受付 11:00~16:00
- と ころ 鹿児島市「鹿児島県青少年会館大ホール」(県庁前向かい)
- (2) 受講料 1000円(資料代)\*加盟クラブは、500円

##### 2. 研修会日程

- (1) 基調講演 11:00~12:30  
熊本大震災と学童保育一災害時における学童保育について—  
講師：神田 公司さん(熊本県学童保育連絡協議会 会長)
- (2) 分科会 13:30~16:00
  - i) 基礎講座 指導員の仕事と役割(毎日、年間の生活をどうつくるか)
  - ii) 実践講座 学童保育の生活とあそびと活動 講師 鍋倉 巧さん
  - iii) 理論講座 子どもの成長・発達とは  
—保育・教育に活かすカウンセリング技法の理論と実践(ワークショップ) 講師 熊谷 良子さん

# 12月7日全国連協による、厚生労働省・内閣府・文部科学省への要請行動

政府・各省の来年度予算編成時期にあわせて、全国連協をはじめ、全国各地から計24名で厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室との懇談会と各省庁への要請がもたれました。（その要約です）

## ●厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室

室長補佐／健全育成係長／健全育成係員

厚生労働省からつぎのような回答がありました。  
「来年度の予算編成の作業が大詰めで、情報管理に気を使う時期でもあり、十分な回答ができないかもしれないが、理解してほしい。『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（以下、「省令基準」と）と『放課後児童クラブ運営指針』（以下、「運営指針」）を策定し、2015年度から本格施行となった。まずは、「省令基準」や「運営指針」に書かれている中身について、広く周知していくことが大事だと考えている。解説書の作成はそのためのひとつ。予算は潤沢ではないが、担当課として予算確保に努める。応援してもらえるとありがたい」。

### 【保育料の減免について一国として保育料の減免制度創設を】

現在の仕組みは、個人給付でなく、市町村が行うクラブ単位の補助事業。利用料の議論を始めようとすると、全国的に保育料の実態がさまざまであることと、所得の多い人の利用料をどうするかということとセットで考える必要がある。

### 【補助金繰越金の取り扱いについて】

厚生労働省としては、施設整備のための資金や年度当初の運転資金のために積立金が必要なのは認識しており、積立金の扱いは市町村やクラブの判断で、その判断を尊重すべきと考え、会計検査院に伝えている。会計検査院から「それでよい」と確約はもらっていないが、投げかけて、それへの見解を先方が示してこないということは厚生労働省の見解を容認したということと理解している。（全国連協が「『厚生労働省はこう説明している』と市に伝えていいですか」と質問すると）いいです。

### 【指導員は、ローテーション勤務でもいいのか？】

「ローテーションではいけない」とまでは明記していないが、「運営指針」に書かれたとおり。「運営指針」に書かれたことを活用して、そもそもの趣旨から考えてほしい。

### 【施設の確保について一幼稚園施設改修費用も補助対象に】

「補助対象とはならない」とは示していない。学校施設と同様、その幼稚園施設が国庫補助を受けて建設したものであれば、転用したのち、市町村から文部科学大臣に対して「財産処分」の手続きが必要。

### 【「支援の単位」について】

「省令基準」の策定が、にわかにはその解決につながるとは考えていないが、「放課後児童クラブ設置促進事業」を活用してほしい。集団の規模を「おおむね40人以下」と定めた趣旨については「運営指針」にメッセージとして込めた。

### 【地域からの発言】

- ▼障害児加算が、結果として年間を通して障害児に利用がなかった場合でも補助対象となることが、2016年10月19日で内閣府子ども・子育て本部が発出した「自治体向けF&A」で示されたことを歓迎している。
- ▼「放課後児童支援員認定資格研修事業」と現任研修の両方を県連協が立ち上げた一般社団法人が受託している。2016年度は10回開催し、1200名の指導員が受講した。認定資格研修と現任研修をリンクさせたことは効果的に作用している。県内には「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の補助金を受けた自治体も多いが、「18時半を超えて事業を行う者」を補助対象としたことが補助を受け取れない要因になっていることがあり、地域特性を勘案してほしい。また、「賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せ」分は、

受け取った補助金のうち、賃金改善に十分にまわらないケースも生まれている。補助金のうち、賃金改善経費とする金額に制限をかけることはできないか。

- ▼県内では、非常勤職員の賃金改善経費の上乗せ分が予算化された。各学童保育で、月額11万円アップ。パート職員も時給20円アップし、自主研修にも参加してもらえるようになった。保育にあたるうえで共通認識が生まれ、とてもよろこばれている。別の市では、2017年度予算に組み込んで財務折衝中。その一方で、いつまで続く事業なのか見通しが持てないことへの不安の声も上がっている。

↓  
使いやすい事業になるよう工夫していきたい。

## ●内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付事業第1係長  
参事官（子ども・子育て支援担当）付企画官

### 【学童保育の大規模化と待機児童数の増加について】

- ▼子ども・子育て支援事業計画を立てるにはあたっては、「少子化の流れで、子どもの数は減るのだから、学童保育も増やさなくてもよいのではないか」という認識も少なからずあり、大規模化の解消、待機児童ゼロの実現がむずかしい。
- ・子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価し、公表することになっている。また、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として計画を見直すことにもなっている。柔軟に計画を修正してもらいたい。優先度は保育のほうが高くなりがちだが、現在は過渡期だと考えてほしい。2016年度補正予算に、「放課後児童クラブの前倒し整備」として、国庫補助率のかさ上げが行われた。地方負担がなくなった分、ワンショット、一回きりでも県の単独事業を予算化してほしい。ぜひ、この機会を活用してもらいたい。

## ●文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域・学校支援推進室

学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム放課後子供総合プラン連携推進係

### 【「放課後子ども総合プラン」について】

- ▼「放課後子ども総合プラン」においては、「放課後子供教室は毎日開催する事業ではないこと」「放課後子供教室はすべての児童を対象とするものなので、放課後児童クラブの子どもたちも参加できるようにしていきたいこと」「放課後児童クラブの『生活の場』としての機能を維持することが大事であると考えていること」など、放課後児童クラブと放課後子供教室の「連携」「一体型」のあり方についての文部科学省の認識が継承されていることの確認と、地域での現状と要望を伝えました。

【放課後から午後5時までの実施だが、延長利用負担金として、別途月額3,500円を支払うと午後6時まで延長が可能である。この場合の取り扱いはい？】

その場合は、市町村の独自事業となる。

【「全児童対策事業」では、実態として一体化されて運営されている。放課後子供教室にも基準が必要。】

放課後子供教室に一律の基準が必要かどうかは検討課題。本日の話をふまえて、調べてみたい。

- ▼放課後子供教室を250日以上実施している事例、学童保育と放課後子供教室の研修がいっしょに行われている事例を説明。「生活の場を保障する」ということを説明。「共同活動」はいっしょでもいいと思うが、基本は別と考える。

2016年11月23日と27日鹿県児童クラブ連絡会 2016ブロック指導員研修会 アンケート(要旨)  
「気になる子どもへのかかわり方」 福元 巧さん講演会

・市町村名 薩摩川内市(39) 霧島市(9) 日置市(4) 南九州市(5) 指宿市(5) 枕崎市(1)  
南さつま市(1) いちき串木野市(8) 出水市(10) さつま町(1) 志布志市(2)  
肝付町(1) 錦江町(1) 奄美市(3) 徳之島町(1) 不明(2)  
初めて参加した(38) 参加したことがある(37)

■基調講演(福元 巧さんの講演)  
は、いかがでしたか?

- ・「僕は、自閉症スペクトラムです」という、初めての言葉に少しびっくり、今までのこのような教育関係のお話して、こんな切り口の講演は初めてでした。それをさらりと笑いで、とらえながらお話し、良かったです。
- ・実際の子どもたちのことを交えながらのお話して、とても分かりやすかったです。自分たちがよく行っているアドバイス、支援をもう少し考え直していかなくてはならないと感じました。自分たちは、子どもたちの失敗をフォローしています。失敗しないよう手をさしのべてしまいます。そのあたりの認識から考えを改め、子どもたちが自分で何かをしなくてはならない気持ちを育てて、見守っていかなくてはと感じました。
- ・すべてのレジメの項目、興味深いお話しばかりでした。自分自身では少しは子どもたちを理解しているつもりでしたが、間違っているとらえていたり、大人の価値観をおしつけた部分も多々ある事も感じました。
- ・毎回楽しみにしております。初心に戻って、また自分のサポートのあり方、子どもの関わり方への再確認しております。(・子どもたちの中からの活動の大切を今年度勉強しました。・集団を育てることで「気になる子」「困った子」が、全体が育っていくこと、さらに自分たち、支援員の成長もあるということ。)
- ・理解しやすく、聞いていて共感できるお話でした。自分のなかで、これでもいいのだろうか?と思いながら過ごしている日々なので、本日来ることができてよかったです。
- ・福元巧さんの講演を今日初めて拝聴して、とてもおもしろく、また内容も分かりやすくて勉強になりました。発達障害についての種類や特徴などを理解しやすかったです。また、学習サポート(タブレットを持ち込む等)の仕方などについても、LDの子たちにはすごく良いことだなと思いました。
- ・大変分かりやすく、勉強になる講演でした。今日感じ取った事を大切にしていこうと思います。
- ・障害のある子どもの前にひとりの子どもである。私たちにもある事、という言葉が重かったです。理解しやすくお話しをしていただき、大変勉強になりました。

- ・学童で働くにおいて大切なことは何か、自分が今どうするべきかを学ぶ事ができて、これからの目標が明確になって気持ちがスッキリした。子どもの話を入れながら話して下さるので、とてもわかりやすかったです。
- ・余裕がなく間違ったかかわりをしていたこともあったと反省しました。子どもの気になる行動にある意味を考えて、かかわっていくようにしていきたいと思いました。気になる子どもより、集団に働きかけるというのも知ることができて良かったです。具体的な例を出してお話して、とてもわかりやすかったです。
- ・とても興味深く拝聴しました。お話しの中で、「あの子」「この子」と実際に思い浮かべて考えさせられました。自らの学童期のことはなど思い出していました。「自分でてもいいんだ」と思える学童に成長していけたらいいな、と思っています。そのために学ぶべきこと、考えるべきことはまだまだたくさんあると気づかされました。子どもたちに「大好き」と思ってもらえる大人になりたいものです。
- ・20年程前になるでしょうか、出水の「つるん子教室」で何回か先生のお話を聞く機会があり、今日は本当に楽しみにして出水から来ました。とても勉強になり、明日からの励みにもなりました。
- ・最初に私は自閉症とおっしゃったことに正直、びっくりしました。講座の中で、自己肯定感、自信でなく安定感ということも納得できました。まだまだ、もっと話しを聞きたかったです。
- ・ぜひ受けてみたい講演でした。「気になる子ども」に対して日々考えながら接していますが、理解が足りない部分も多く、悩むことも多々あります。〈3. 気になる行動を科学する〉というお話が大変印象的でした。私の中にも「気になる子ども」と重なる(共感できる)部分は意外とおおのどか…と思うと、もっと楽に接することができるような気がします。もっともっとお話しが聞きたかったので、来年度もぜひお願いしたいです。
- ・どのようなことに困っているのか、私たちにどのようなことができるのか、学ぶことができました。その子(困っている子)に対し、援助しようとするのが多かったのですが、周りを変えていくこと、本人は自分で成長していくことなど、自分の考えをあらためていこうと思います。

- ・お話しを聞きながら、身近な子どもたちにあてはめてとらえ、考えることができました。私は現在、ADHDの子を子ども園で見守り、ここ最近その子の行動がひどかった時期に戻りつつあり、どう声かけするか悩んでいるところでした。福元先生のお話しを聞いて、その子が過ごしやすい場をいかに作っていくか、まわりのケアとともにもう一度考え、力を入れすぎないようにその子自身と向き合っていきたいと思いました。

■今回の研修講座で印象に残ったことは、どんなことですか?

- ・子どもの行動は、その子の感情の行動化、一番困っているのはその子、本人というところらえ方に共感。明日からの学童の子どもたちとの関わりを考える前向きなとらえ方ができそうです。
- ・失敗は発達の子どもの権利だということを学んだので、子どもたちに失敗してもいいんだよ、どんどん失敗しよう、それを一緒に考え、子どもたちの成長につなげていけたらと思います。
- ・子どもたちの感情に共感する大切さが、失敗することの大きさがよくわかりました。
- ・子どもたちと共感することを大切にしていきたい。トラブルがよく発生しますが、仲立ちとなって子どもたちと接するようあらためていきたいです。計画を立てる時は、いくつかのパターンを用意して子どもを不安にさせないようにしたい。
- ・失敗は発達のための権利で、失敗で論理性が育つ。トラブルは集団づくりのチャンスは、個々に話しを聞いて思いを伝える。皆で考えることも大事。
- ・「気になる行動」は、実は私たちが持っている気持ちや悩みと同じではないか!?!という部分は、共感してあげられることが増えるのではないかと、もっと子どもの気持ちに寄り添って、考えられるのではないかと感じました。

■今後、どんな研修会に参加してみたいですか?

- ・集団あそびの実践。
- ・地域の学童員の方々と交流や意見交換の場を持ちたいです。
- ・子ども同士のトラブル対応について知りたいです。
- ・保護者とのかかわり方(支援員の立ち位置? どのようなことまで話していいのか) 支援員同士の連携(役割分担、話し合い、円滑に活動するには必要なこと) 子どものトラブルへの対応(けんか、仲間はすれなど)



## 全国学童保育連絡協議会ニュースから

### ●2016年度定期総会 & 第51回全国学童保育研究集会報告

#### 2016年度定期総会 & 活動方針

2016年10月28日、全国学童保育連絡協議会は愛知県名古屋市内で、今年度（2016年10月から2017年11月まで）の定期総会を開催しました。総会では、2015年度の活動報告、決算報告が行われ、会計監査報告を受けた後、いずれも承認されました。

#### ■今年度の重点課題

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」を足がかりに、学童保育の量的・質的拡充を図り改善を進める。
  - 学童保育の役割と指導員の仕事を確立する。
  - 職務にふさわしい資格要件の確立と養成制度の抜本的改善を求める。
  - 「子どもを真ん中に」、保護者と指導員の協働による学童保育づくりを進める。
  - 連絡協議会の組織強化にとりくみ、父母会（保護者会）活動の活性化の道を切り開く。
  - 『日本の学童ほいく』の活用と普及拡大を進める。
  - 東日本大震災で被災した学童保育への支援を進める。
  - 「平成28年熊本地震」からの復興を支援する
- また、第52回全国学童保育研究集会を、2017年秋に兵庫県で開催することが決定しました。

#### 4707名が参加！ 第51回全国学童保育研究集会in愛知

2016年10月29日、30日の両日、愛知県で開催した第51回全国学童保育研究集会には、44都道府県から、4707名の参加がありました。

金城学院大学で開催した分科会では、31のテーマ、53教室に分かれて交流・学習しました。

「同じような悩みを抱えている方がたくさんいると知るだけでも不安が少し和らぎます」「子どもの気持ちを大切にしたいと考えて、日々がんばっている指導員の方々が全国にたくさんいらっしゃる事がわかってうれしくなりました」「ここに来るだけで元気になる。帰って、またがんばっていけると思います」などの感想がたくさん寄せられています。（集会の詳細は、『日本の学童ほいく』2017年2月号の特集にて紹介されています。）



#### 「全国学童保育研究集会に参加して」

高山学童クラブ 原口 はづき

私は、本年度4月より学童保育に携わるようになり、今回が初めて全国学童保育研究集会に参加させていただきました。

この研究集会が第51回目だということを聞き、ずいぶん前から学童保育についての議論がなされ、勉強されてきたんだなあと、歴史ある会であることに身の引き締まる思いでした。

全体会での愛知県体育館は7千人もの人々が集い、愛知県学童保育協会の方々の熱いおもてなしを感じました。

また、分科会で私は、河野伸枝先生のもと「学童保育の役割と大切にしたいこと」と題し、指導員として大切にすべきことを学ぶことができました。河野先生の長年の実績から学ぶことが多く、「子どもたちが安心、安全に過ごすには」という言葉を何度も繰り返しおっしゃられたことで、学童が子どもたちにとってどんな場所であるかに気付かされました。更に、「保護者との関わり」や「指導員同士の連携」についても深く考えさせられました。

そのためには、日々の記録の大切さや職員間の事例検討など、自分自身が学び続けることが大切さを骨身に感じました。

本当に多くを学べた研修となり、今後の実践に活かしたいと思いました。

### 放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項（2016年9月20日厚労省・課長通知から） 優先利用の基本的考え方について

2016年9月20日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室健全育成係は、課長通知「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」を各都道府県宛てに発出しました。

この通知には、「優先利用の基本的考え方について」「放課後児童健全育成事業に関する情報収集及び利用手続き等について」が記載されています。

#### ■優先利用の基本的考え方について

今回の課長通知で示された、「優先利用の対象として考えられる事項についての例示」はつぎのとおりです。

- ①ひとり親家庭（※母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく配慮義務がある）
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

- ④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤児童が障害を有する場合
- ⑥低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ⑦保護者が育児休業を終了した場合
- ⑧兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ⑨そのほか市町村が定める事由

※このほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

※また、市町村の判断により、人材確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、放課後児童支援員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

※併せて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子ども利用に当たって配慮することも考えられる。